

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月4日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第36号

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 544 853 576"><u>佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則</u></p> <p data-bbox="248 588 331 620">(趣旨)</p> <p data-bbox="203 635 1106 746">第1条 この規則は、<u>佐賀県立21世紀県民の森設置条例</u>（昭和58年佐賀県条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="248 762 421 794">(指定の基準)</p> <p data-bbox="203 810 1010 842">第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p data-bbox="235 858 1106 1066">(1) <u>佐賀県立21世紀県民の森</u>（以下「<u>県民の森</u>」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p data-bbox="235 943 819 975">(2) <u>県民の森</u>の平等利用が確保されること。</p> <p data-bbox="235 991 1106 1066">(3) 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>県民の森</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p data-bbox="235 1118 331 1150">(4) 略</p> <p data-bbox="248 1166 360 1198">(休所日)</p> <p data-bbox="203 1214 1106 1326">第4条 条例第4条第4項に規定する管理の基準（以下「<u>管理の基準</u>」という。）のうち<u>県民の森</u>の施設の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p>	<p data-bbox="1220 544 1697 576"><u>レイクサイド北山設置条例施行規則</u></p> <p data-bbox="1169 588 1252 620">(趣旨)</p> <p data-bbox="1124 635 2027 746">第1条 この規則は、<u>レイクサイド北山設置条例</u>（昭和58年佐賀県条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1169 762 1346 794">(指定の基準)</p> <p data-bbox="1124 810 1930 842">第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p data-bbox="1155 858 2036 933">(1) <u>レイクサイド北山</u>の設置目的の確実な実施が見込まれること。</p> <p data-bbox="1155 943 1865 975">(2) <u>レイクサイド北山</u>の平等利用が確保されること。</p> <p data-bbox="1155 991 2036 1102">(3) 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>レイクサイド北山</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p data-bbox="1155 1118 1252 1150">(4) 略</p> <p data-bbox="1169 1166 1281 1198">(休所日)</p> <p data-bbox="1124 1214 2027 1362">第4条 条例第4条第4項に規定する管理の基準（以下「<u>管理の基準</u>」という。）のうち<u>レイクサイド北山</u>の施設の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1週間につき1日を限度とする。</p>

改正前	改正後
<p>2 略 (利用時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>県民の森</u>の施設(キャンプ場を除く。)の利用時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。</p> <p>2 略 (入場等の制限)</p> <p>第6条 管理の基準のうち指定管理者が<u>県民の森</u>への入場を禁じ、又は退場させることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県民の森</u>の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) その他指定管理者が<u>県民の森</u>の管理上必要があると認める場合</p> <p>2～4 略 (事業報告書の提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>県民の森</u>の管理の業務に関する報告書</p> <p>(2) 略</p> <p>様式(第7条関係)</p> <p>略</p> <p><u>佐賀県立21世紀県民の森設置条例</u>第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。</p> <p>略</p>	<p>2 略 (利用時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうち<u>レイクサイド北山</u>の施設(キャンプ場を除く。)の利用時間は、<u>1日につき8時間以上</u>とする。</p> <p>2 略 (入場等の制限)</p> <p>第6条 管理の基準のうち指定管理者が<u>レイクサイド北山</u>への入場を禁じ、又は退場させることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>レイクサイド北山</u>の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) その他指定管理者が<u>レイクサイド北山</u>の管理上必要があると認める場合</p> <p>2～4 略 (事業報告書の提出)</p> <p>第8条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>レイクサイド北山</u>の管理の業務に関する報告書</p> <p>(2) 略</p> <p>様式(第7条関係)</p> <p>略</p> <p><u>レイクサイド北山設置条例</u>第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p><u>3 維持管理に必要な費用</u></p> <p><u>4 施設の利用予定者数</u></p> <p><u>5 実施予定年月日</u></p>	<p><u>3 実施予定年月日</u></p> <p><u>添付書類</u></p> <p><u>1 類似施設の選定根拠に関する書類</u></p> <p><u>2 施設の利用料金設定の根拠に関する書類</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 佐賀県立21世紀県民の森設置条例の一部を改正する条例（令和6年佐賀県条例第26号）附則第2項の規定による利用料金の設定に関し必要な手続については、この規則による改正後のレイクサイド北山設置条例施行規則の規定の例による。